

小松市 調整給付金(不足額給付)申請書

※調整給付金(不足額給付)(以下「不足額給付金」という。)とは、令和6年に支給した定額減税を補足する給付金(調整給付)(以下「調整給付金」という。)算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注:調整給付金とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村
(令和7年度個人住民税の課税市区町村)

(あて先)小松市長

受付印

【本様式での申請が必要な方】

令和7年1月1日時点で小松市に住民登録のあった方で、令和6年に支給した調整給付金(当初調整給付)の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方。

※具体的には以下の方が該当する可能性があります。

- ・令和6年所得税額が令和5年所得税額より小さかった方(例:令和6年所得が、令和5年所得よりも小さかった方)
- ・令和6年中に扶養親族が増えた方(例:お子さまが出生された方)

など

1. 申請者

(フリガナ)		生年月日		現住所	
氏名		西暦		〒	
		年 月 日			
電話番号		※書類に不備がある場合等に連絡する場合がありますので、連絡の取れる番号を記載してください。			

- ☐ 令和6年1月2日以降に小松市に転入した方は、下記に令和6年1月1日時点の住所を記載してください。

令和6年1月1日時点の住所

【代理申請を行う場合】

申請者の委任を受けて、代理人の口座に振り込む場合は、下記を必ず記入してください。

■代理人の範囲

- ①同一世帯の親族の方
- ②別世帯の親族の方…ご本人の登記されていないことの証明と本人との親族関係を証明する書類が必要です
- ③法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)…登記事項証明の写し等が必要となります

代理人	(フリガナ)		代理人生年月日		代理人現住所	
	代理人氏名		西暦			
			年 月 日		電話番号	
申請者との関係		上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付)申請書の提出・給付金の受給に関する権限について委任します。			申請者氏名	署名

2. 振込口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)

ご自身の正しい口座名義(カナ・アルファベット)をよくご確認の上記入ください。(長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

■ ゆうちょ銀行以外 【金融機関名: _____ 支店名: _____】

金融機関コード				支店コード				口座番号 ※右詰めでご記入ください				口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい			

■ ゆうちょ銀行

ゆうちょ銀行				通帳記号 6桁目がある場合は ※欄にご記入ください				通帳番号 ※右詰めでご記入下さい				口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい			
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。				1											

※金融機関の口座がない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、コールセンター(0120-55-0584)までご連絡ください。

裏面も必ずご確認・記載してください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、これに従い小松市において算定した支給額が支給されます。小松市における算定の結果、0円となった場合には調整給付金(不足額給付)は支給されません。

【支給要件】

I + II (合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。) - III > 0となる納税義務者

I 所得税分の所要額: 3万円 × 減税対象人数 ※1 - 令和6年分所得税額

※1 納税義務者本人 + 令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

II 個人住民税所得割分の所要額: 1万円 × 減税対象人数 ※2 - 令和6年度分個人住民税所得割額

※2 納税義務者本人 + 令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

III 定額減税調整給付金(当初調整給付分)の額

- ② 調整給付金(不足額給付)の支給要件の該当有無を審査するため、小松市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 提出書類に記載されている以外に課税所得はありません。
- ⑤ 本給付金の支給後、申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合には、本給付金を返還します。

提出書類

☐ 『調整給付金(不足額給付)申請書』(本書類) ※必要事項をご記入ください。

☐ 申請者(または代理人)の氏名など(表面)

☐ 振込口座(表面)

☐ 誓約・同意事項(裏面上部)

☐ 署名(裏面下部)

☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※申請者の運転免許証、健康保険証(資格確認書も可)、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を添付してください。

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を添付してください。

令和6年1月2日以降に小松市に転入した方は、下記の書類も添付してください。

※前住所地自治体での発行・再発行が必要な場合がありますので、お早めにご準備ください。

☐ 『調整給付金の支給確認書の写し(コピー)、支給決定通知書 など』

※令和6年に給付された調整給付金(当初給付分)の額がわかる資料をご用意ください。

受給要件に該当せず調整給付金(当初給付分)を受給していない等の理由により、上記資料をお持ちでない方は、令和6年度個人住民税分控除不足額等がわかる資料をご用意ください。

☐ 『令和6年度個人住民税の納税通知書 または 特別徴収税額通知書 などの写し(コピー)』

☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)』

※給付額算出に必要な令和6年所得税額等や、令和6年分所得税分控除不足額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

※別世帯のご親族や法定代理人による代理申請の場合は、追加の添付書類が必要な場合があります。

詳細は小松市ふれあい福祉課(0761-24-8055)にお問い合わせください。

※申請される方は、令和7年10月31日(金)までに申請書を提出してください。(令和7年11月1日(土)以降は申請できません。)

前住所地自治体での発行・再発行に時間がかかる等、やむを得ない理由で期日までに添付書類が揃えられないと見込まれる場合は、令和7年10月31日(金)までに小松市ふれあい福祉課(0761-24-8055)にご相談ください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

※署名 又は 記名・押印

必要事項をすべて記載し、提出書類を添付の上、令和7年10月31日(金)(必着) までに下記住所宛に郵送してください。
申請書を受付後、小松市で審査を行います。審査の結果は別途郵送でお知らせいたします。

※申請書の受付から審査完了まで4週間程度(申請書及び添付書類に不備がない場合に限り)、審査の結果、支給が決定した場合は審査結果のお知らせからお振込みまで4週間程度(口座情報等に不備がない場合に限り)要します。

【送付先】 〒923-8650 小松市小馬出町91番地 小松市定額減税調整給付金担当(小松市ふれあい福祉課内) 宛

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類の写し(コピー)を貼り付けてください。

※※枠内に貼り付けをしてください※※

運転免許証（裏面に記載があれば裏面も）、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）のいずれか1つを添付してください。

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類の写しをどちらも添付してください。

振込先金融機関口座確認書類の写し(コピー)を貼り付けてください。

※※枠内に貼り付けをしてください※※

「2. 振込口座」に記入した受取口座の金融機関、支店、口座番号、口座名義人(カナ)がはっきりと分かる通帳、キャッシュカード等の写し（コピー）を添付してください。